	資産見返寄附金戻入	△ 30,207			
	財務収益	△ 15			
	財産貸付料収益	△ 47,973			
	講習料収益	△ 25,923			
	手数料収益	△ 12,939			
	物品等売払収益	△ 2,968			
	版権料・特許料収益	△ 1,019			
	雑入	△ 3,786			
	臨時利益	△ 2,358	△ 3,358,039		
	業務費用合計				4,164,797
Ⅱ	損益外減価償却相当額				596,466
Ⅲ	損益外減損損失相当額				134
Ⅳ	損益外有価証券損益相当額（確定）				—
Ⅴ	損益外有価証券損益相当額（その他）				—
Ⅵ	損益外利息費用相当額				—
Ⅶ	損益外除売却差額相当額				—
Ⅷ	引当外賞与増加見積額				9,938
Ⅸ	引当外退職給付増加見積額			△	4,200
Ⅹ	機会費用				
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	34			
	政府出資の機会費用	18,463			
	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	—			18,498
Ⅺ	（控除）国庫納付額				—
Ⅻ	国立大学法人等業務実施コスト				4,785,635

注１．国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用は、通常の貸借料を貸与者に聴取して算出しております。

２．政府出資等の機会費用計算に使用した利率は、日本相互証券が公表している第346回国債の平成29年３月31日利回り終値0.065％を参考に計算しております。

【重要な会計方針】

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また「特別経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

また、国立大学法人福島大学業務達成基準取扱要項に基づき学長が特に必要と認めた事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～60年
工具器具備品	２～15年
車両運搬具	４～７年

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数で、受託研究等収入により購入した固定資産については、当該受託研究期間で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）で減価償却しております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第４項に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．貸倒引当金の計上基準

債権の回収不能に備えるため、特定の債権について回収見込み額を個別に勘案して貸倒引当金を算定しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

満期保有目的債券は償却原価法（定額法）を採用しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨に換算しております。